



令和6年1月臨時会・3月定例会 第150号

# 議会だより



佐々小学校 入学式（4月10日）

## ◆ 目次 ◆

- 令和6年度当初予算 ..... 2～3
- 補正予算（1月臨時議会・3月定例議会） ..... 4～5
- 条例等（3月定例議会） ..... 5～7
- 委員会報告（新庁舎建設特別委員会） ..... 7
- 委員会報告（総務厚生委員会・産業建設文教委員会）… 8～9
- 賛否表 ..... 10
- 一般質問（5人が町政を問う） ..... 11～16
- 町民の声ほか ..... 17
- 西九州自動車道・東彼杵道路建設促進大会・議会日誌・編集後記 … 18

佐々町議会だよりHP  
QRコード



# 一般会計当初予算 87億1,700万円を可決

## 令和6年度予算の特徴について

1. 予算総額は87億1,700万円で前年度比8.6%の減。
2. 投資的経費は24億3,341万円で前年度比35.9%(13億6,385万)の減。
3. 主な事業としては、庁舎建設事業、クリーンセンター長寿命化事業など。
4. 中学校の学校給食完全無償化を実施(令和6年1月から継続実施)。
5. 町債残高の増加76億7,182万円(前年度比7億6,092万円の増。)
6. 基金の減少38億2,909万円(前年度比3億31万円の減。)

## 一般会計歳入予算の内訳

単位：千円

| 歳入科目        | 予算額       | 比率     | 自主・依存の別                    |
|-------------|-----------|--------|----------------------------|
| 町税          | 1,561,064 | 17.9%  | 自主財源<br>3,016,917<br>34.6% |
| 繰入金         | 947,218   | 10.9%  |                            |
| 分担金及び負担金    | 37,098    | 5.8%   |                            |
| 使用料及び手数料    | 195,338   |        |                            |
| 財産収入        | 25,117    |        |                            |
| 寄付金         | 60,003    |        |                            |
| 繰越金         | 80,000    |        |                            |
| 諸収入         | 111,079   |        |                            |
| 町債          | 1,446,800 |        |                            |
| 地方消費税交付金    | 328,000   | 3.8%   |                            |
| 地方譲与税       | 58,011    | 1.6%   |                            |
| 利子割交付金      | 400       |        |                            |
| 配当割交付金      | 3,000     |        |                            |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 5,000     |        |                            |
| 法人事業税交付金    | 19,000    |        |                            |
| 環境性能割交付金    | 4,000     |        |                            |
| 地方特例交付金     | 56,421    |        |                            |
| 交通安全対策特別交付金 | 1,200     |        |                            |
| 地方交付税       | 1,754,000 | 20.1%  |                            |
| 普通交付税       | 1,674,000 |        |                            |
| 特別交付税       | 80,000    |        |                            |
| 国庫支出金       | 1,452,881 | 16.7%  |                            |
| 県支出金        | 571,370   | 6.6%   |                            |
| 歳入合計        | 8,717,000 | 100.0% | 8,717,000                  |

## 町債現在高の推移

単位：千円

| (一般会計)                 | 令和2年度<br>決算 | 令和3年度<br>決算 | 令和4年度<br>決算 | 令和5年度<br>当初予算 | 令和6年度<br>当初予算 |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------|
| 地方債現在高<br>(臨時財政対策債を除く) | 2,078,853   | 2,067,192   | 2,550,828   | 5,100,627     | 6,060,350     |
| 臨時財政対策債現在高             | 2,149,695   | 2,188,508   | 2,021,894   | 1,810,274     | 1,611,474     |
| 計                      | 4,228,548   | 4,255,700   | 4,572,722   | 6,910,901     | 7,671,824     |

# 令和6年度予算総額 142億6,611万円

## 全会計予算規模

単位：千円

| 会計区分          | 当初予算       |
|---------------|------------|
| 一般会計          | 8,717,000  |
| 特別会計          | 2,940,929  |
| 国民健康保険特別会計    | 1,374,644  |
| 介護保険特別会計      | 1,347,701  |
| 後期高齢者医療特別会計   | 206,283    |
| 国民健康保険診療所特別会計 | 12,301     |
| 合計            | 11,657,929 |

| 水道事業会計 | 収入      | 支出      |
|--------|---------|---------|
| 収益的収支  | 378,815 | 378,815 |
| 資本的収支  | 329,801 | 567,040 |

※資本的収支の不足する額237,239千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,954千円、建設改良積立金61,000千円、減債積立金60,000千円、過年度分損益勘定留保資金20,691千円、当年度分損益勘定留保資金53,594千円で補填するものとする。

| 公共下水道事業会計 | 収入      | 支出      |
|-----------|---------|---------|
| 収益的収支     | 922,900 | 922,900 |
| 資本的収支     | 363,542 | 739,427 |

※資本的収支の不足する額375,885千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,328千円、減債積立金4,000千円、当年度損益勘定留保資金191,611千円、当年度利益剰余金処分額144,946千円で補填するものとする。

## 3月定例会の あらまし

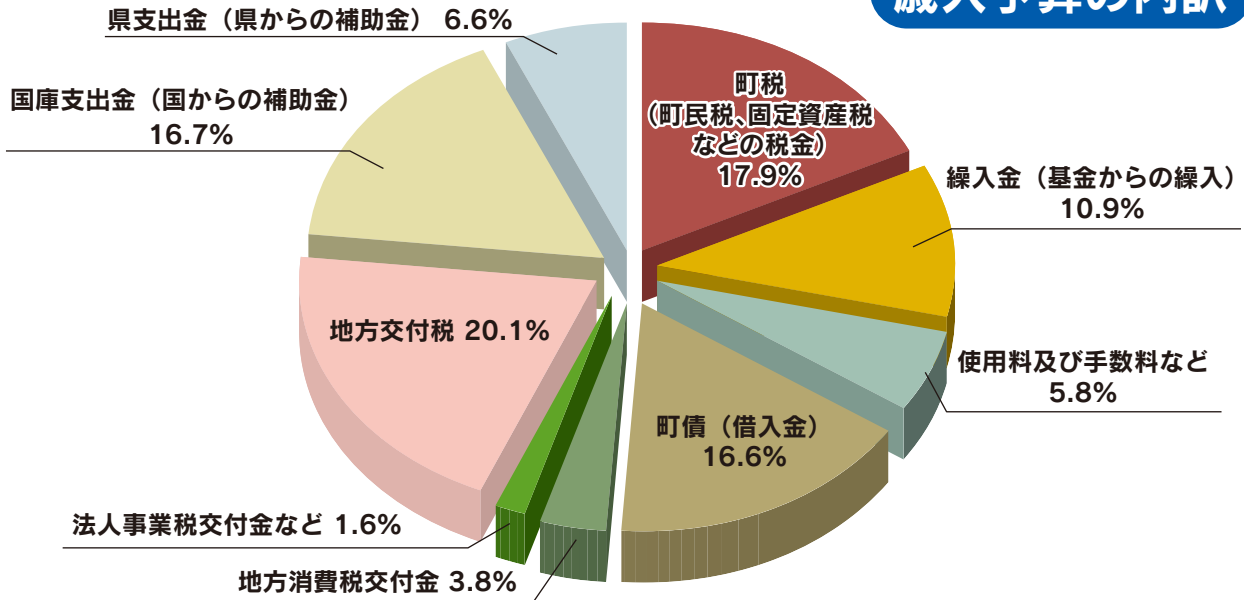
3月定例会は3月5日から15日まで11日間の会期で開催されました。

第1日目は、議長の諸般の報告、町長の行政報告、後期高齢者医療広域連合議会報告、常任委員会、新庁舎建設特別委員会の報告が行われ、つづいて一般質問4名が登壇しました。第2日目は、一般質問1名が登壇し、その後、議案17件を

審議し可決しました。

第3日目は、議案7件を審議し可決しました。令和6年度予算(案)の上程が行われました。第4日目最終日に、令和6年度当初予算(案)を審議し可決。委員会付託となっていた請願1件の不採択を決定し、閉会中の所管事務調査を決定して閉会しました。

## 歳入予算の内訳

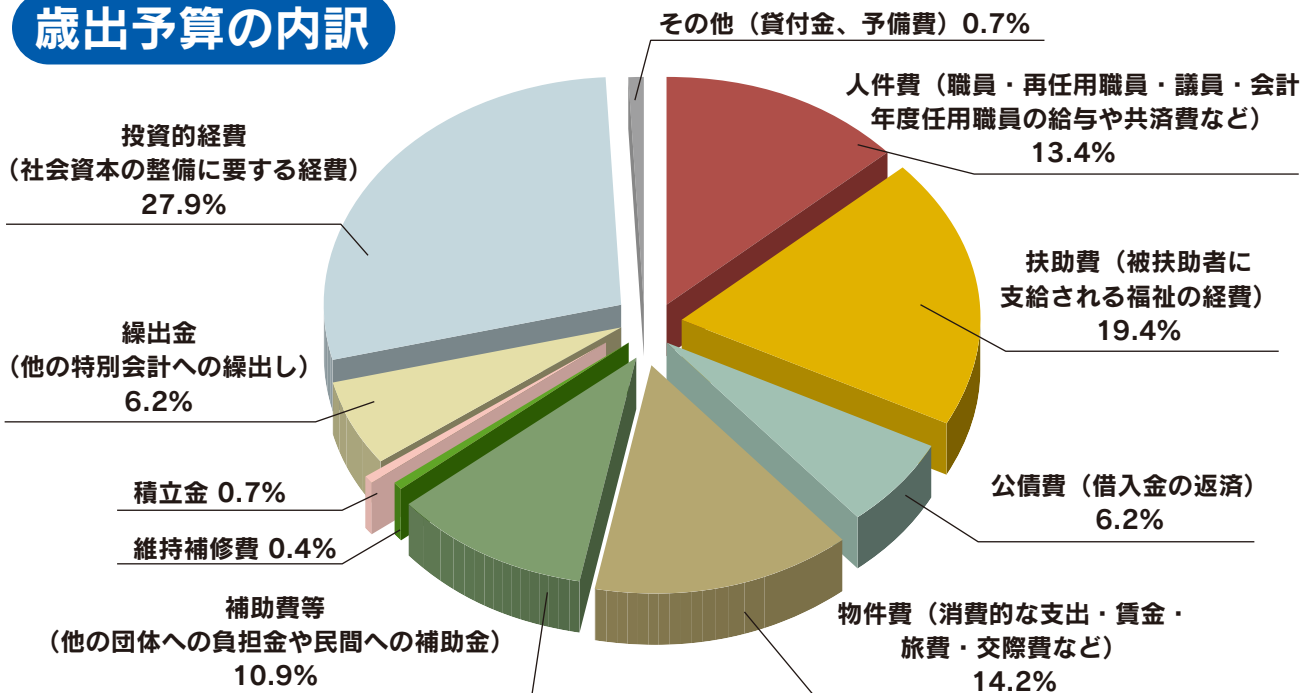


### 一般会計歳出予算の内訳

単位：千円

| 歳出区分           | 予算額       | 比率     |
|----------------|-----------|--------|
| ・人件費           | 1,171,871 | 13.4%  |
| ・扶助費           | 1,686,505 | 19.4%  |
| ・公債費           | 537,668   | 6.2%   |
| 小計 (義務的経費)     | 3,396,044 | 39.0%  |
| ・物件費           | 1,233,592 | 14.2%  |
| ・補助費等          | 953,943   | 10.9%  |
| ・維持補修費         | 39,182    | 0.4%   |
| ・積立金           | 56,581    | 0.7%   |
| ・繰出金           | 543,609   | 6.2%   |
| ・投資的経費         | 2,433,411 | 27.9%  |
| うち普通建設事業費      | 2,419,248 | 27.8%  |
| うち災害復旧事業費      | 14,163    | 0.1%   |
| ・その他 (貸付金、予備費) | 60,638    | 0.7%   |
| 歳出合計           | 8,717,000 | 100.0% |

## 歳出予算の内訳



# 令和6年1月臨時会

## 専決処分（令和5年度 補正予算）

### ■ 一般会計補正予算（第7号）

（歳入）

・なし

（歳出）

- ・介護保険特別会計繰出金（高齢者の保健事業と介護予防一体的事業分）924千円
- ・後期高齢者医療特別会計繰出金（高齢者の保健事業と介護予防一体的事業分）

### ■ 一般会計補正予算（第8号）

（歳入）

- ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠分）49,000千円

（歳出）

- ・住民税均等割のみ課税世帯への給付金 33,000千円（1世帯10万円支給）
- ・住民税非課税・均等割のみ課税世帯への子ども加算給付金事業 16,000千円（18歳以下児童1人当たり5万円）

### ■ 介護保険特別会計補正予算（第3号）

（歳入）

- ・一般会計繰入金（高齢者の保健事業と介護予防一体的事業分）924千円

（歳出）

- ・後期高齢者医療特別会計繰出金（高齢者の保健事業と介護予防一体的事業分）924千円

### ■ 後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

（歳入）

- ・一般会計繰入金（高齢者の保健事業と介護予防一体的事業分）46千円

- ・介護保険特別会計繰入金（高齢者の保健事業と介護予防一体的事業分）924千円

（歳出）

- ・補償、補填及び賠償金 56千円（延滞税 10千円、無申告加算税 46千円）
- ・消費税及び地方消費税 914千円

# 補正予算

## 令和5年度

# 可決

# 一般会計補正予算(第9号)

歳入歳出それぞれ70,427千円を追加し  
予算総額10,033,506千円となる。

## 一般会計補正の主なもの

※補正後の金額

### （歳入）

|         |             |            |           |            |             |
|---------|-------------|------------|-----------|------------|-------------|
| ■ 町民税   | 722,533千円   | ■ 固定資産税    | 705,627千円 | ■ 軽自動車税    | 57,322千円    |
| ■ 町たばこ税 | 127,000千円   | ■ 森林環境譲与税  | 6,156千円   | ■ 地方消費税交付金 | 342,118千円   |
| ■ 地方交付税 | 1,897,684千円 | ■ 使用料及び手数料 | 194,580千円 | ■ 国庫負担金    | 777,152千円   |
| ■ 国庫補助金 | 928,887千円   | ■ 県支出金     | 525,062千円 | ■ 財産収入     | 46,022千円    |
| ■ 基金繰入金 | 764,071千円   | ■ 諸収入      | 121,647千円 | ■ 町債       | 2,289,200千円 |

### （歳出）

|         |           |         |             |         |             |
|---------|-----------|---------|-------------|---------|-------------|
| ■ 議会費   | 81,859千円  | ■ 社会福祉費 | 1,228,969千円 | ■ 児童福祉費 | 1,132,842千円 |
| ■ 保健衛生費 | 471,755千円 | ■ 清掃費   | 1,976,538千円 | ■ 農業費   | 168,284千円   |
| ■ 林業費   | 9,802千円   | ■ 商工費   | 170,415千円   | ■ 道路橋梁費 | 194,609千円   |
| ■ 都市計画費 | 384,582千円 | ■ 消防費   | 285,148千円   | ■ 小学校費  | 164,880千円   |
| ■ 中学校費  | 117,626千円 | ■ 幼稚園費  | 109,667千円   | ■ 災害復旧費 | 31,656千円    |

# 令和5年度 各会計の補正予算

| 区 分                    | 今回の補正金額   | 補正後の金額       |
|------------------------|-----------|--------------|
| 一般会計（第7、8、9号）          | 122,550千円 | 10,033,506千円 |
| 特別会計                   | △20,843千円 | 2,945,199千円  |
| 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）    | △686千円    | 1,430,874千円  |
| 介護保険特別会計補正予算（第4号）      | △4,380千円  | 1,316,297千円  |
| サービス事業勘定               | 301千円     | 5,755千円      |
| 後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）   | △17,561千円 | 179,308千円    |
| 国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号） | △411千円    | 12,965千円     |
| 水道事業会計補正予算（第3号）        | 収益的収支     | △1,551千円     |
|                        | 資本的収支     | △7,224千円     |
| 公共下水道事業会計補正予算（第3号）     | 収益的収支     | △7,502千円     |
|                        | 資本的収支     | △10,030千円    |

## 条例改正

### ○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件

改定時期 令和6年4月1日から

職の分限処分は除く。

- ・ 一時的な転出団員に係る休団の期間は、3年を超えない範囲内とする。
- ・ 災害、警戒及び訓練の場合、出勤報酬として3時間以内3千円の支給を追加する。

### ○佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例の一部改正の件

○佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例廃止の件

・ 高額療養費について利用実績が減少しており、また、高額介護サービス費資金貸付についても貸付実績がないため、廃止するもの。  
基金廃止年月日 令和6年3月31日

### ○佐々町消防団条例の一部改正の件

・ 特定の任務に従事する「補助団員」の定義を明確にした。

・ 入団後転出した団員について、引き続き基本団員として従事する意思があり、かつ、消防団において活動が可能と認める者は、降任や免

### ○佐々町介護保険条例の一部改正の件

・ 3年に一度の介護保険制度の見直しのため、令和6年度から令和8年度までの保険料が改定される。

# 介護保険料額の改定について

## 8期計画期間（令和3年度～令和5年度）

| 所得段階     | 対象者  | 基準額に対する割合 | 年額（月額）           |
|----------|--|-----------|------------------|
| 第1段階     | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税の方、または、住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額×0.3   | 20,600円(1,718円)  |
| 第2段階     | 住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方                          | 基準額×0.5   | 34,300円(2,863円)  |
| 第3段階     | 住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方                                | 基準額×0.7   | 48,000円(4,008円)  |
| 第4段階     | 本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方                             | 基準額×0.9   | 61,800円(5,153円)  |
| 第5段階（基準） | 本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方                            | 基準額       | 68,700円(5,726円)  |
| 第6段階     | 本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円未満の方  | 基準額×1.2   | 82,400円(6,871円)  |
| 第7段階     | 本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の方                                   | 基準額×1.3   | 89,300円(7,444円)  |
| 第8段階     | 本人が住民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の方                                    | 基準額×1.5   | 103,000円(8,589円) |
| 第9段階     | 本人が住民税課税でかつ合計所得金額が320万円以上の方  | 基準額×1.7   | 116,800円(9,734円) |

## 第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）

| 所得段階     | 対象者  | 基準額に対する割合 | 年額（月額）            |
|----------|--|-----------|-------------------|
| 第1段階     | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税の方、または、住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額×0.285 | 21,000円(1,754円)   |
| 第2段階     | 住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方                          | 基準額×0.485 | 35,700円(2,984円)   |
| 第3段階     | 住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方                                | 基準額×0.685 | 50,500円(4,215円)   |
| 第4段階     | 本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方                             | 基準額×0.9   | 66,400円(5,538円)   |
| 第5段階（基準） | 本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方                            | 基準額       | 73,800円(6,153円)   |
| 第6段階     | 本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円未満の方  | 基準額×1.2   | 88,500円(7,384円)   |
| 第7段階     | 本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の方                                   | 基準額×1.3   | 95,900円(7,999円)   |
| 第8段階     | 本人が住民税課税でかつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の方                                   | 基準額×1.5   | 110,700円(9,230円)  |
| 第9段階     | 本人が住民税課税でかつ合計所得金額が320万円以上420万円未満の方                                   | 基準額×1.7   | 125,400円(10,460円) |
| 第10段階    | 本人が住民税課税でかつ合計所得金額が420万円以上520万円未満の方                                   | 基準額×1.9   | 140,200円(11,691円) |
| 第11段階    | 本人が住民税課税でかつ合計所得金額が520万円以上620万円未満の方                                   | 基準額×2.1   | 154,900円(12,921円) |
| 第12段階    | 本人が住民税課税でかつ合計所得金額が620万円以上720万円未満の方                                   | 基準額×2.3   | 169,700円(14,152円) |
| 第13段階    | 本人が住民税課税でかつ合計所得金額が720万円以上の方  | 基準額×2.4   | 177,100円(14,767円) |

○佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

○佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件

○佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件

○佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件

○佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

・新たな情報通信技術の導入  
・活用に円滑に対応できるように見直しを行うもの。

○佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件

・地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い改正するもの。  
・施行期日 令和6年4月1日

○佐々町水道事業給水条例の一部改正の件

・水道整備・管理行政の所管省庁が移管されるので規定するもの。  
・給水装置の基準策定や検査、水道技術管理者の資格など厚生労働省から国土交通省に移管  
・水質基準の策定等は、厚生労働省から環境省に移管  
・施行期日 令和6年4月1日

・国が定める基準が改正されたため、基準省令に従い規定するもの。  
・施行期日 令和6年4月1日

## ○契約議案

### 1.物品売買契約締結の件（令和5年度 新庁舎備品購入事業）

|     | 物品名                              | 契約金額 円     | 契約の相手人                  |
|-----|----------------------------------|------------|-------------------------|
| その1 | 執務デスク、イス、カウンター ほか                | 13,035,000 | (株)ビーテック                |
| その2 | 収納庫、会議テーブル ほか                    | 14,850,000 | (株)吉田真澄商店 佐々営業所         |
| その3 | 会議イス、ロッカー、間仕切り、応接用家具 ほか          | 12,100,000 | (株)小柳                   |
| その4 | 議場家具、待合ベンチ、キッズコーナー、授乳室ソファ、おむつ交換台 | 16,478,000 | Q-bic ソリューションズ(株) 佐世保支店 |

# 委員会報告

## 新庁舎建設に関する調査特別委員会

2月26日（月）

### 1. 新庁舎建設に関する調査について

①現在の進捗状況について  
2月末外部足場組立て、3月上旬鉄骨工事の終了予定。4月に屋根外壁工事に入っていくとのこと。

### ②備品整備について

今回システムを導入しており、データで電算システムの中で管理していくとのこと。

### ③インフレスライドについて

令和6年1月30日に請負者から請求があったというところで、執行にてインフレ算定の採用基準等を判断し、該当するとのこと。  
予算の対応は現在の継続費の中で対応を考えているとの回答があった。

### ④今後の事業計画について

今後の工事の単価更正をし、再計算したところ、資材単価等を含め、現計予算では、難しい状況になっており、今後キャンセル等の規模の見直しを検討していきたいとの説明を受けた。

委員会としては、新庁舎完成までの調査案件とした。

※インフレスライド条項（工事請負契約書第26条第6項）  
予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

# 委員会報告

## 総務厚生委員会

2月9日(金)

### 所管事務調査

#### 1. 佐々町消防団条例の一部改正の件

- ・特定の任務に従事する「補助団員」の定義を明確にした。
- ・入団後転出した団員について、引き続き基本団員として従事する意思があり、かつ、消防団において活動が可能と認める者は、降任や免職の分限処分は除く。
- ・一時的な転出団員に係る休団の期間は、3年を超えない範囲内とする。
- ・災害、警戒及び訓練の場合、出勤報酬として3時間以内3千円の支給を追加する。

| 区分  | 現行額      | 改正額      |
|-----|----------|----------|
| 議長  | 310,000円 | 320,000円 |
| 副議長 | 249,000円 | 272,000円 |
| 委員長 | 235,000円 | 267,000円 |
| 議員  | 226,000円 | 259,000円 |

#### 2. 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件

- ・町長が特別職報酬等審議会（8名で構成）に諮問し、3回の審議を経て令和6年1月9日に答申を得た。
- ①内容は、引き上げについて以下の答申額を上限として見直しをすることが妥当と判断した。

#### ② 改定時期 令和6年4月1日から

階別保険料が、9段階から13段階に増える。基準額に対する割合も変更。国の基準通り設定したい。

#### ③ 付記事項として

- ・若い世代が議会議員に挑戦してみたいと思えるよう報酬見直しを行い、期待する意見があった。
- ・議会や議員がどのような活動をしているか分かりにくいという意見があった。
- ・報酬を見直した後の活動の検証をしてもらいたいという意見があった。
- ・情報発信や懇談会の実施など更なる情報発信や情報収集に取り組んで頂きたい。

第9期計画期の推計値は、月額6,153円（第5段階（基準））となっている。

#### 3. 第9期介護保険事業計画に係る給付の推計と保険料試算について

- ・介護保険事業計画期間は、令和6年度から令和8年度までの計画期間である。
- ・介護保険料の所得段階別保険料が、9段階から13段階に増える。基準額に対する割合も変更。国の基準通り設定したい。

令和8年度見込みで前期高齢者が1764人、後期高齢者が2254人、合計で4018人。

#### その他報告

##### 1. 町有地利活用の取組み状況について

- ・「佐々町町有地利活用基本方針」により、遊休町有地の貸付や売却を含めて推進する。

##### 2. 夜間役場廃止スケジュールについて

- ・各種手続きのデジタル化が進み、住民票などの証明書の交付や税金などの支払いがコンビニエンスストアでできるようになった。9月30日で廃止したい。

2月21日(水)

### 所管事務調査

#### 1. 佐々町介護保険条例の一部改正の件

- 基準額に対する割合について、町独自で設定できるかを確認した。
- 介護保険法施行令で特段の必要がある場合は、割合を設定できる。令和6年1月19日付けで国の通知が出ており、所得段階を13段階の多段階することで決定されている。基準額を6153円のパターンで保険料額を算定しているとの説明を受けた。

○ 試算についてどういった検討をされたのか確認した。



○ 基準（第5段階の方）に対して、いくらか上がるのを確認した。

行から申し出があつて受けた。

報告を受けた。

説明を受けた。

建設から37年を経過し施設の老朽化が進む中で、令和6年度に今後の利活用の組み立てを検討する費用を計上したい考えの報告を受けた。

● 月額427円になる

との説明を受けた。

2. 町有地利活用の取組み状況について

2. 佐々町駅舎交流センターの対応について

⑥ 学校給食費の公会計化について

⑨ 農業体験施設の利活用について

## その他報告

・ 利活用検討委員会で開催した33か所の土地について一覧表により説明を受けた。

駅舎交流センターの設置条例を廃止し、行政財産から普通財産の駅舎に戻し、幅広く募集が行えるように、町内不動産会社に委託も検討する。

また、観光協会が現在行っている松浦鉄道と西肥バスの乗車券販売については、松浦鉄道にお願いくることとし、観光協会の事務局は引き続き企画商工課が担当するとの説明を受けた。

令和7年4月1日の学校給食費公会計化スタートへに向けた計画の報告を受けた。

令和5年12月の役員会で運営の継続を断念することを、1月の臨時総会で組合員に説明し決定したが、その後役員会で存続すべきとの意見もあり、再度、役員会を開催し方向性を検討するとの説明を受けた。

## 1. 公金振込手数料の有料化について

・ 令和6年10月1日から公金振替全般について手数料の有料化との銀



③ 事業の繰越について  
浄化管理センターの耐震工事実施設計業務委託の繰越の報告を受けた。

④ 事業の繰越について  
橋梁長寿命化対策事業及び交通安全通学路緊急対策事業の繰越と、緊急防災・減災県営事業負担金について、県工事の繰越に伴い町予算の繰越予定との説明を受けた。

⑦ 西九州させほ広域都市圏ビジョンについて  
I R整備計画の不認定に伴う第2期計画への影響で、現時点では今後の方向性がまだ検討中であることから、修正予定との連絡を受けているとの説明を受けた。

⑩ 事業の繰越について  
自然災害防止県営事業負担金について、県発注予定の工事の繰越が見込まれるための概要説明を受けた。

# 産業建設文教委員会

1月26日（金）

## 所管事務調査

① 条例等について  
1. 佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、地方自治法の

## その他報告

⑤ 入札制度について  
最低制限価格の引き上げと、改正労働基準法対応に伴う週休2日工事発注の段階的実施についての

## ① 浄水場等脱炭素化可能性調査の結果について

町内の水道施設を対象に太陽光、小水力発電の可能性調査結果の



# 令和6年1月臨時会・3月定例会 賛否表

○は賛成 ×は反対 -は退席(棄権)

| 議案番号 | 議案件名  | 平田康範 | 川副剛 | 横田博茂 | 永田勝美 | 長谷川忠 | 阿部豊 | 永安文男 | 橋本義雄 | 須藤敏規 | 淡田邦夫               | 評決数 | 結果   |
|------|---|------|-----|------|------|------|-----|------|------|------|--------------------|-----|------|
| 1号   | 専決処分した事件の承認を求める件<br>(令和5年度 佐々町一般会計補正予算(第7号))  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 承認   |
| 2号   | 専決処分した事件の承認を求める件<br>(令和5年度 佐々町介護保険特別会計補正予算(第3号))  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 承認   |
| 3号   | 専決処分した事件の承認を求める件<br>(令和5年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))                                     | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 承認   |
| 4号   | 佐々町手数料条例の一部改正の件   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 5号   | 令和5年度 佐々町一般会計補正予算(第8号)  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 6号   | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 7号   | 佐々町消防団条例の一部改正の件   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 8号   | 佐々町駅舎交流センターの設置に関する条例廃止の件  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 9号   | 佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例の一部改正の件  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 10号  | 佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例廃止の件   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 11号  | 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 12号  | 佐々町介護保険条例の一部改正の件  | ○    | ○   | ○    | ×    | ○    | ○   | ○    | ○    | ×    |                    | 7対2 | 原案可決 |
| 13号  | 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | 淡田議長は採決に<br>加わりません | 9対0 | 原案可決 |
| 14号  | 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 15号  | 佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件                | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 16号  | 佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件 | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 17号  | 佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 18号  | 佐々町水道事業給水条例の一部改正の件  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 19号  | 物品売買契約締結の件(令和5年度 新庁舎備品購入事業(その1))  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 20号  | 物品売買契約締結の件(令和5年度 新庁舎備品購入事業(その2))  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 21号  | 物品売買契約締結の件(令和5年度 新庁舎備品購入事業(その3))  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 22号  | 物品売買契約締結の件(令和5年度 新庁舎備品購入事業(その4))  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 23号  | 令和5年度 佐々町一般会計補正予算(第9号)  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 24号  | 令和5年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 25号  | 令和5年度 佐々町介護保険特別会計補正予算(第4号)  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 26号  | 令和5年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 27号  | 令和5年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 28号  | 令和5年度 佐々町水道事業会計補正予算(第3号)  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 29号  | 令和5年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算(第3号)   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 30号  | 令和6年度 佐々町一般会計予算   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 31号  | 令和6年度 佐々町国民健康保険特別会計予算   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 32号  | 令和6年度 佐々町介護保険特別会計予算   | ○    | ○   | ○    | ×    | ○    | ○   | ○    | ○    | ×    |                    | 7対2 | 原案可決 |
| 33号  | 令和6年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算  | ○    | ○   | ○    | ×    | ○    | ○   | ○    | ○    | ×    |                    | 7対2 | 原案可決 |
| 34号  | 令和6年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 35号  | 令和6年度 佐々町水道事業会計予算   | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 36号  | 令和6年度 佐々町公共下水道事業会計予算  | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    | ○   | ○    | ○    | ○    |                    | 9対0 | 原案可決 |
| 請願2号 | 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書   | ×    | ×   | ×    | ○    | ×    | ×   | ×    | ×    | ×    |                    | 1対8 | 不採択  |

**永田勝美 議員(一問一答) …………… 12**

- ①子育て支援について
- ②防災・減災対策について
- ③くらし・福祉の充実に向けて

**長谷川忠 議員(一問一答) …………… 13**

- ①自然災害による防災について
- ②本町の口石・佐々小学校ならびに  
中学校の教育について
- ③本町の「生きがいと創造の家」について

**橋本義雄 議員(一問一答) …………… 14**

- ①文化財保存について
- ②通学路・道路の点検整備について
- ③農業施設について

**川副 剛 議員(一問一答) …………… 15**

- ①業務効率化について
- ②「稼ぐ」自治体について  
(自主財源確保について)
- ③古庄町政4期目の残り1年について

**永安文男 議員(一問一答) …………… 16**

- ①新年度予算編成方針について
- ②重要な政策課題の事業内容確認について



東光寺裏 桜 (4月2日)

- ◎一般質問の記事について 質問した議員が執筆したものです。
- ◎一般質問方法 【一括質問一括答弁】 議員が質問項目すべてを一括して質問。その後町側がその質問項目について一括して答弁を行います。  
【一問一答方式】 文字どおり一つの質問項目ごとに町側から答弁を行います。

# 学校給食・中学校で無償化スタートを歓迎 小学校でも実施を求める！



永田勝美

## 財政的にきびしい

2024年度予算で中学校の給食費無償化が本格的にスタートします。県内では諫早市・雲仙市などにつづいての実施です。引き続き小学校でも実施を求めました。

### ■質問

令和2年度から取り上げてきた給食費無償化が大きく前進したことを評価したい。一方で、諸物価高騰の中で家計はひっ迫し、無償化の緊急性は高まっているのではないかと。

### ■町長

小学校までの無償化を行うにはさらに、3400万円が不足し、追加財源が必要と試算しています。財政的に厳しいと判断しています。市長会などとも相談して国を取り組むべきだということ要望していきます。

### 子ども達への就学援助の利用促進を求める

### 引き続き改善をすすめる

小中学校入学など進学時の保護者負担が大きくなっています。町としての支援状況を質しました。

### ■質問

小中学校入学時の保護者負担はどの程度か。

### ■教育長

小学校入学時は6万円から8万円程度。中学校では8万

円程度と聞いています。習い事では習字・そろばんが4千円、ピアノが6千円から8千円、塾では英語・数学2教科の週2回で月額2万円程度となっています。

就学援助(準要保護)の利用状況は。

### ■教育長

令和元年13・99%、2年度13・20%、3年度14・17%、4年度14・6%、5年度は15・54%と、全体として増えてきています。

### ※就学援助とは

小中学生がお金の心配なく学校に通えるように、給食費や修学旅行費、学用品代などが無料になる制度です。憲法第26条の「教育を受ける権利(義務教育無償の原則)」に基づきます。学校教育法は「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」(第19条)とされています。

### ■質問

就学援助の対象は世帯年収ベースで見ると500万円前後と推測される。申請されて

いない世帯が多いのではないかと。積極的な利用を促進すべくではないか。

### ■教育長

定例教育委員会にも諮って、さらなる改善の余地がないか知恵を絞っていききたいと思っています。

### 「教職員の不足」佐々町の現状と対策は

保護者から「小学校の校長が担任を兼務している」「クラスの荒れが生じている」等の心配の声が上がっています。教職員の過重労働の改善について質しました。

### 保育所副食費の無償化について

保育所では3才児から副食費(給食費)として月額4,500円(4月から4,800円)の保護者負担があります。近隣市町では無償化を行っているところもあり、子育て支援として「副食費無償化」が出来ないのか質しました。

### 上下水道の耐震化について

能登半島地震で、上下水道の耐震化の遅れが深刻なとの報道もあり、佐々町での取り組み状況を質しました。

### 町内循環バスなど交通支援の取り組みについて

特に最近町民から寄せられている「買い物支援」の拡充策などについて質しました。

### きこえの支援について

難聴による高齢者の様々なフレイルや認知症発症との関係性などが指摘されています。積極的な「きこえ」の支援と補聴器購入支援などについて質しました。



# 本町には 地震に対してのマニュアルは

## 地震が発生した場合の対応は、規定をしている

災害時の避難所生活に必要なとなる備蓄品の確保について質問した

長谷川 忠

### 自然災害による防災 について

#### ■ 質問

本町も平成31年3月と、令和4年7月に洪水・土砂災害ハザードマップを作成されていますが、地域の違いは、

#### ■ 建設課長

令和4年7月に作成した土砂災害ハザードマップは、千年に1回の確率の最大規模降雨によって佐々川が氾濫した場合で、併せて、地滑り災害危険区域を土砂災害警戒区域に追加掲載しています。これに対して平成31年3月のハザードマップは、水害が50年に1回の確率の計画規模降雨によって佐々川が氾濫した場合を想定しており、千年確率と50年確率というのが大きい違いです。

#### ■ 質問

災害時の避難所生活に必要なとなる備蓄品は、

#### ■ 総務課長

現時点では、レトルト御飯約3800食、非常用菓子約5000食、5000mlの水約1万9000本、簡易トイレ約8000という数を備蓄しています。

#### ■ 質問

避難訓練などの実施計画は、

#### ■ 町長

令和3年度の神田町内会、さぞんか町内会で合同で実施されました。今後、各町内会と話し避難訓練というのは大変重要ですので、実施するようにしたいと思っています。



地域交流センター(防災備蓄倉庫)

### あすなる教室運営(学 校適応指導教室)取組 事業の進捗状況は

### 予算が確定後来年度から の開設を目指したい。

#### ■ 質問

小中学校の不登校児童生徒の増減は

#### ■ 教育長

中学校が令和4年で30人ほど、小学校が15人ほどの人数となっています。何とか不登

校の問題を解消したい願ひもあって、「あすなる教室」についても取り組んでいきたいと思っています。

#### ■ 質問

ジェンダーレスに対応した中学校男女の新制服の保護者負担は

#### ■ 教育長

新制服は、男女とも冬服で4万円程度と、夏服が1万5千円程度で、就学援助費の中から6万円位と、学用品費2万2千円程度が出ますので、お困りの御家庭には就学援助を勧めて行きます。



佐々中学校新1年生制服

#### ■ 質問

文部科学省は、対応型人工知能(AI)といった生成AIの小中学校向け指針を全国の教育委員会へ通知。本町の教育現場での取り組みは、

#### ■ 教育長

本町独自では、生成AIは活用されておりません。今後の全国的な動きに注視しながら、懸念なく子供の学習に効果的なことについては、取り組んでいきたいと考えています。

### 「生きがいと創造の家」プレハブ施設管理 に伴う、本町の考えは

施設の老朽化や、運営方法などの課題を整理し、利用者の方の理解を得ながら、今後、施設のあり方について検討を進めていきたいと考えています。



「生きがいと創造の家」プレハブ施設



橋本 義雄

## ■ 質問

令和4年9月に質問した際に、郷土資料館の建設は行わず、旧技能訓練校跡に置いてあった文化財は、公民館に移動しますと言われましたが、その後どうされましたか。少なくとも佐々町郷土史に載せられているものは、ちゃんと展示し、保存すべきだと思いませんか。佐々町の歴史が分かるわけですから、住民にも展示して見せるべきだと思いませんか。

## ■ 教育長

収納保存とデータ保存の整備を行い、町民の方々から収蔵品閲覧の申し込みがあった場合は速やかに対応できるようにしているところです。

## ■ 意見

資料館は建設しないといわれましたけれど、立てなくても、場所を選定して、いつでも見られるよう展示をしていただきたい。

## ■ 質問

庁舎建設がなされ、10月には完成ということですが、昭和16年の町政施行により初代町長に久家六蔵氏が就任され、それから今日までの歴史的な

ものを展示するスペースを新庁舎に設ける考えはないか、伺いたい。

## ■ 教育長

現在のレイアウトと実際に備品を配置してみないと何とも言えない。

## ■ 意見

スペースをとれるよう努力していただきたい。



収蔵品の一部

## 通学路・道路の点検整備について

## ■ 質問

実行計画の成果指標で、令



町道神田線

和元年の数値として道路ストック総点検後の補修が必要な箇所数が22箇所、町の管理する通学路4、5キロのうち整備が必要な距離が2、2キロとあるがどのような点検をされているのか、又場所的にどこなのか教えていただきたい。今年まででどれだけ進んだのか、又新しい整備箇所が出てきたのか教えてください。

## ■ 教育長

道路については14カ所が完了しています。通学路については1、4キロが完了しています。残りの箇所につきましましては、予算の範囲内で、優先順位を決めながら対応していきたいと考えています。

## ■ 意見

住民の通勤・通学、買い物と、身近な生活に関連する生活道路は、必ず整備をしなければならない必要不可欠な業務です。



神田田原

## 農業施策について

## ■ 質問

稲作農家の現状であります。が、肥料・農薬燃料等の高騰、米価格の下落もあり、赤字経営に陥っています。

このままいくとやる気をなくし、兼業農家は、辞めざるを得ないようになってきます。いまは先祖から受け継いだ土地だから、必死に守っている状況だと思えます。何とかやる気の出るような施策を考えなければならぬと思うのですが、どうでしょうか。

## ■ 町長

経営規模の大小や地域条件に関わらず、今まで以上に農業者の声を反映しながら持続可能な力強い農業に取り組み、安定した農業構造というのを実現していくことが重要であり我々としていただければと支援をさせていただければと思っております。





川 副 剛

## 業務効率化について (DXの推進及び進捗状況について)

### 事務の効率化を併せて、住民の利便性の向上に取り組んで参ります

職員が日々の業務に追われており、職員が効率よく業務がこなせないと町民に質の高いサービスが提供できなくなるのではと考え、質問しました。

■ 質問  
DXの進捗状況は。

■ 町長

DX推進会議を設置して推進しております。今後のスケジュールといたしましては、各事業、サービスを検討しながら本町に最適なDXを選定してデジタルの田園都市構想の交付金の申請を考えているところです。

■ 意見

他自治体も積極的にDXを推進しており、県内では上下水道の漏水調査を行ったり、乗合タクシーでAIを活用し、交通弱者を救っているという実例もある。本町の実情にあったDXを取り入れて頂きたい。

※DXとはデジタル変革のこと。デジタル技術を社会に浸透させて、日々の生活をよりよいものへと変革すること。「AI・RPA」など含んでおり、住民の利便性向上に大きく寄与している。

### 自治体内弁護士について

■ 質問

事業の効率化の一つとして自治体内弁護士の雇用は。

■ 教育長

多様化、複雑化する住民のニーズがあり、幅広い視点から法的な検討が必要であると思っております。

■ 意見

職員の負担軽減につながるかと考えており、十分研究させていただきます。

■ 意見

地方分権により、各自治体が自ら決定・自己責任を必要とされる中、より自立的に判断を行わなければならないという社会情勢がある。スピード感をもった法的な判断ができる弁護士と連携して頂きたい。

※自治体内弁護士とは庁舎内に常勤している弁護士で行政、内部情報に同じ、各部署からの多様な案件に迅速な対応ができる。

### ネーミングライツについて

■ 質問

導入は検討されないか。

■ 町長

民間業者としても宣伝効果があり、施設側もメリットがありますので導入にむけて協議をさせて頂きたい。

■ 意見

広告収入、ネーミングライツ収入としては少額だが、知恵を出して一円でも稼ぐという姿勢が大事であり、町民の血税を扱っているという意識だけは、常に持っていたきたい。

※ネーミングライツとは「公共施設の名前を付与する命名権と付帯する諸権利のこと」スポーツ施設・歩道橋、公園等、名前に企業名や社名ブランドをつけることであり、公共施設の命名権を企業、会社が買うビジネス。企業側としては宣伝効果があり、収入は施設の修繕や、管理運営に充てられる。

### 古庄町政4期目残り一年について

■ 質問

少しでも着手したいことは。やり残したことはありませんか。

■ 町長

「暮らし一番、住むなら佐々」ということで、子育て支援、地域福祉の充実、安心な町づくりを積極的に取り組んで参りました。途中、新型コロナウイルスもありましたが、できなかった部分もありますが、今まで以上に残り一年ではありますが、頑張つて参ります。



# 新年度予算編成方針と財政見通しは

## 多様化するニーズの対策で厳しい財政運営が続きます。



永安文男

最小の経費で最大の効果を原則とする財政運営予算が編成されているかを質問した。

### ■質問

町長の施策としての予算編成は

### ■町長

デジタルトランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーションの推進、安心して子育てが出来る環境づくりなどを進め、「暮らしのちばん！住むならさざ」を実現するため、各施策・事業を推進していきます。

### ■質問

新年度予算規模の見通しは

### ■町長

庁舎建設事業やごみ処理施設改修事業などの大型事業、会計年度任用職員の人件費増、庁舎移転費用等の物件費増、さらに社会保障関係の扶助費増が見込まれており厳しい予算編成になります。

### ■質問

財源の確保と各施策・事業の取り組みは

### ■町長

町税、税外収入の未収金の縮減、町有未利用地の貸付や売却のほか、ふるさと納税など新たな自主財源の確保に取り組み、事業の「選択」と「集中」を徹底し、より効果の高い施策・事業に重点的に予算を配分することになります。

### ■質問

佐々町第3次行政改革大綱で民営化推進がありますが、新年度予算ではどう反映されていますか。

### ■町長

出来る限り民営化を進めた。皿山直売所の問題、給食センター、保育所の民営化もあり内部でよく協議しながら私が在任中には方向性を定めたいと考えています。



## 学校給食センター、第2保育所民営化、空き家対策の問題は

給食センターは場所の選定を急ぐ、保育所民営化は将来的方向性を相談、空き家対策は今後の方策を研究します。

### ■質問

早急に取り組むといわれるが進まない。何が問題なのか。

### ■教育長

大きな課題と考えていますが、場所の絞り込みが出来ない状況で本場に申し訳なく思っています。

### ■質問

老朽化問題や食物アレルギー対策が課題というのになぜ進まないのか。

### ■町長

サンビレッジ北側の候補地を研究したとき結論を出しきれない理由は何があるのか。

### ■町長

いろんな場所を考えたが、千本公園は地盤の関係、サンビレッジ北側は一体的な開発をということで厳しいと躊躇したところ。場所が決まれば、すぐ計画し早くやりたいと考えています。

### ■質問

第2保育所民営化について「子ども子育て会議」の答申が出されたが、佐々町の子育て保育がどこへ向かうかわからない。保育の質を上げるためには専門部署が一緒になって議論する必要があると思うが。

### ■町長

第2保育所は民営化ではなくて公立に残しておいた方が

いいという答申が出たことで大変戸惑っているところ。昨年、現状としては公立保育所を維持していくことで一つの方策と答弁をしています。

少子化が進み、新たな課題も出てきますので、町内の私立保育園と調整し施策を講じていかなければならないと考えています。今年度第3期子ども子育て支援計画を策定しますので、子育て支援充実の施策を立てるよう考えています。

### ■質問

空き家対策は高齢化率に比例して管理不全の空き家が増えていく。いまず手打たないと大変な事になるとの危機感を持った対策が必要ではないか。

### ■町長

空き家対策は厳しいものがあります。すぐに具体的対策を進めていかなければならないと考えています。

### ■質問

改正の空き家法が6月に施行されるが、専門的な官民連携の事務処理対応の考えは

### ■町長

今後の方策については、他の自治体と同じように参考にしながら研究をしていきたいと考えています。



# 町民の皆様からよせられた

# 「声」ご意見！！



※原文のママ掲載しています。

行政のプロとしての、  
誇りに期待して

平野免 藤永 諭

現在建設中の新庁舎に、新たに不祥事が発覚しています。新聞報道によると、執行部の一方的な設計変更等により、2,300万円もの追加経費が発生する事態を招いていたとの事です。しかも、議会への報告は、この事実を把握してから、約一年後の事だったとの由。これは明らかな議会軽視であり、いわば、町民軽視に他なりません。

他方、後期高齢者医療関連では、消費税の申告漏れ等の失態も、判明している様です。

この様な度重なる不手際の背景には、極めてずさんで、場当たりの行政判断が許される、組織風土にあると思われま

す。これらの事態を教訓に、

今こそ抜本的な体質改善、即ち、組織の長をはじめとする、職員の意識改革が急務であり、不可欠であると考えます。それなしに再発防止など、あり得ないのではないのでしょうか。



## 議員報酬改定にあたって 広報委員会の対処について

3月定例会で議員報酬の引き上げが議決されました。報酬審議会において、様々な角度から慎重審議が重ねられ、客観性をもって答申が出されたことにより、議員になって佐々町をよくしようと、次世代に続く議員がその職務に夢と希望をもって、目指せる環境づくりがなされたかと判断いたします。

議員の仕事を選ぶということは、大変リスクも伴います。20年ぶりに報酬改定の答申が出されたことにより、若い世代が議員という仕事に魅力を感じるきっかけになり、若手議員のなり手不足解決の一つの手立てとなれば幸いです。

町民の様々な評価はあろうかと思いますが、町会議員1期目、3人の子を持つ親としての私見も入っておりますが、ご理解を頂きたいと思えます。

今回、審議会の答申では「議会議員等の報酬を見直すにあたっては、住民の方の理解が得ら

れますように、より活発な議会議員の活動や積極的な情報発信、情報収集に取り組んで頂きたい」との大変貴重なご意見を頂きました。

広報委員会としては、求められている「SNSでの情報発信」などは、個人差があり、時間も必要です。そこで、町民の皆様への身近なツールであるこの議会だよりのページ数を増やし、ブラッシュアップし、議会議員活動を周知することを優先課題として取り組みたいと考えております。

今後とも町民の皆様の期待に添えるよう、議員としてさらなる高みを目指し、子供から高齢者まですべての世代が安心して笑顔で住める佐々町をつくるという強い決意をもって、議会議員活動に取り組んで参ります。

議会広報委員長

川副 剛

## 西九州自動車道建設促進大会

■派遣地 内容

松浦市文化会館 ゆめホール

■派遣期間

令和6年1月14日(日)1日間

■派遣議員

8名

西九州自動車道の建設促進のため、関係団体(者)等が一堂に会し、団結、経過報告を受け、決議を採択

## 東彼杵道路建設促進大会

■派遣地 内容

川棚町公会堂

■派遣期間

令和6年1月27日(土)1日間

■派遣議員

10名

東彼杵道路の建設促進のため、関係団体(者)等が一堂に会し、団結、経過報告を受け、決議を採択

## 次回定例会の傍聴のご案内

6月を予定しています。日程については、広報無線、佐々町公式ホームページでお知らせします。

3月定例会の傍聴者数は18人でした。

## 議会日誌

### 〔1月〕

9日 議会広報委員会

12日 議会運営委員会

15日 総務厚生委員会

16日 議会広報委員会

23日 議会運営委員会

25日 議会広報委員会

26日 産業建設文教委員会

29日 議会運営委員会

第1回臨時会

9日 総務厚生委員会

14日 長崎県後期高齢者医療広域連合議会 定例会

長崎県町村議会議長会 定期総会

21日

総務厚生委員会

22日

全員協議会

26日

新庁舎建設に関する調査特別委員会

27日

議会運営委員会

議会広報委員会

### 〔3月〕

5日

3月定例会(1日目)

6日

3月定例会(2日目)

7日

3月定例会(3日目)

11日

予算勉強会

12日

予算勉強会

議会運営委員会

13日

予算勉強会

全員協議会

15日

3月定例会(4日目)

## 編集後記



さわやかな季節を迎えました。春の訪れを彩り、新緑が目に見える日々です。

佐々町では役場庁舎の建設が10月の完成に向けて進んでいます。

一方で、きびしさを増すらしや、農業基本法が大きく改定されるなど、国民にとって重大なうごきが進行しています。

いまこそ、町民のくらしと平和をまもる町政の役割も大きくなっており、みなさんからのきびしい声も寄せられています。

今後とも町民みなさまと議会をつなぐ議会広報誌として充実をはかって参りたいと思います。よろしくお願致します。

永田勝美

